

ボートレース福岡経営計画検討委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボートレース福岡経営計画（以下「経営計画」という。）策定にあたり、広く専門的見地から意見を収集するための「ボートレース福岡経営計画検討委員会（以下「委員会」という）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 委員の人数は、6名以内とする。

2 委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員への委嘱事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項について、委員から意見を収集する。

- (1) ボートレース福岡の経営方針に関すること
- (2) ボートレース福岡の事業計画に関すること
- (3) ボートレース福岡の財政収支計画に関すること
- (4) その他、経営計画の策定にかかる事項に関すること

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年7月1日から経営計画策定までとする。

(委員会)

第5条 市長は、委員から意見収集を行うため、委員会を開催することができる。

2 委員会では、委員の互選により、委員長を選任する。

3 委員長は委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(意見の聴取)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、委員から個別に意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第8条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3条）第7条及び第38条に基づき公開とする。
- (2) 委員会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。
- (3) 委員会資料及び議事録は、公表するものとする。

(謝礼金)

第9条 委員会の出席および個別意見聴取における謝礼については、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」第2条における別表「附属機関」の報酬の額を準用する。また旅費の種類、額及びその支給方法については、福岡市職員等旅費支給条例の定めるところとする。

2 ボートレース業界団体の委員については支給対象外とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、経済観光文化局ボートレース事業部経営企画課において行う。

(規定外の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。